

益城町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

益城町地域公共交通計画策定支援業務委託

2. 履行場所

益城町内全域

3. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月26日まで

4. 業務の目的等

本町では、平成28年熊本地震以降の社会基盤整備（土地区画整理事業、都市計画道路整備事業等）の進展や県道熊本高森線4車線化事業の完了に伴い、都市構造が大きく変化してきている。こうした変化に対応し、住民の移動ニーズに応えるため、交通空白地の解消と町民の移動手段の確保、さらには、まちの賑わい創出に資する公共交通網の形成が喫緊の課題となっている。

本業務は、これらの課題解決に向けた将来像と基本方針を定める「益城町地域公共交通計画」の策定を、専門的知見に基づき支援し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に即した実効性のある計画とすることを目的とする。

5. 業務内容

(1) 地域公共交通計画の検討

① 上位計画・関連計画との整合に向けた整理

- ・上位計画（益城町総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン等）及び個別関連計画等より、地域公共交通計画の作成に関連する事項を整理する。

② 地域特性についての現状及び将来予測の整理

a.人口に関する整理

- ・益城町人口ビジョンを中心に、益城町の人口の現状特性及び将来の人口予測について整理する。なお、人口特性については、地域公共交通計画の策定にあたって必要な内容（例：年齢・世代別、地域別等）での整理を行うこと。

b.施設の立地に関する整理

- ・例えば、公共施設・民間施設・住宅地等の立地について、現状及び将来の予定について整理する。

③ 地域公共交通に関する現状及び課題の整理

a.現在の地域公共交通網の状況整理

- ・地域公共交通網の現状について整理する。なお、その際には、公共交通網として準用されているもの（例：民間事業者による特定区間での輸送サービス等）も可能な限り含めて整理を行うこと。

b.公共交通利用の現状整理

- ・aで整理した交通機関の利用状況について、定量的に整理する。なお、整理にあたっては、総数だけではなく、可能な限り利用者の属性を細かく分析できるように実施するものとする。

c.利用者ニーズ調査（アンケート調査・ヒアリング調査）

- ・アンケート調査等の手法を用いて、地域住民の公共交通網に対する課題及びニーズを調査する。なお、アンケート調査を実施する場合、配布数は3,500以上を想定する。
- ・また、ヒアリング調査を実施し、アンケート調査では補足できない具体的なニーズを把握・整理する。なお、ヒアリング対象としては、各地域の住民、交通機関利用者等を想定し、利用者の属性によって異なるニーズを正確に把握できる形で実施するものとする。（回数については、10回程度を想定する。）

d.目的地となり得る事業所等のニーズ調査（ヒアリング調査）

- ・地域公共交通を用いて移動する先（目的地）となり得る事業所（例：公共施設、医療機関、商店等）の地域公共交通に対するニーズを、ヒアリング調査等を通じて把握・整理する。なお、調査対象数は10～15箇所を想定し、特定の種類の事業所に偏り過ぎないように留意しながら選定すること。

④ 地域公共交通網形成に関するトレンドの整理

- ・地域公共交通網のあり方について検討するにあたって、積極的に取り入れるべき公共交通に関するトレンドについて、先行事例調査等を通じて整理する。なお、参考とする事例の選定にあたっては、本町の地域特性や公共交通特性を鑑みながら、今後の本町の公共交通の発展に資する事例とするよう留意すること。

⑤ 本町における公共交通の在り方の整理

- ・①～④の整理を踏まえて、本町における公共交通の役割・位置づけを明確にしながら、以降の目標設定、施策の検討の基本となる、「地域公共交通の将来像」を簡潔に整理する。

⑥ 地域公共交通計画の目標・数値指標の検討

- ・⑤で掲げた将来像について、具体的な目標像を設定する。また、それぞれの目標像の達成度を計測するための数値指標も設定する。

- ・なお、数値指標の設定にあたっては、本町の現状を基準値として設定した上で、達成すべき目標数値も段階的に設定するものとする。また、指標の取得方法についても確立・整理を行うものとする。

⑦ 目標達成に向けた施策の検討

a. 公共交通ネットワークイメージの検討

- ・⑥で掲げた目標の達成のために整備されるべき公共交通ネットワークのイメージを整理する。

b. 公共交通における取り組み方針および対応策の検討

- ・⑥で掲げた目標の達成のために取り組むべき公共交通ネットワーク整備に関する施策を整理する。なお、aの公共交通ネットワークとの整合も十分に考慮しながら整理を行うこと。

(2) 地域公共交通計画（案）の作成

- ・地域公共交通計画（案）には、下記の内容を含むこと。

1. 計画策定の趣旨及び位置付け、計画の区域・期間
2. 地域の現状等
3. 上位計画の整理
4. 公共交通の現状等
5. 地域公共交通の役割と課題整理
6. 地域公共交通計画策定の背景
7. 基本的な方針
8. 計画の目標
9. 目標達成のための施策・事業
10. 計画の達成状況の評価

(3) 地域公共交通会議の運営支援（4回程度）

- ・本計画の策定に向けて、関係主体での検討会議として「地域公共交通会議」を4回程度実施する予定としている。この会議において使用する資料の作成、会議録の作成等を中心に、会議運営の支援を行う。

(4) 交通事業者との打ち合わせ協議（適宜）

- ・本計画の作成にあたって、特に交通事業者との打ち合わせ協議を個別に実施する。

(5) 打ち合わせ協議（10回程度）

- ・本計画の作成にあたって、事務局との打ち合わせ協議を、月1回程度の頻度で実施する。

(6) 報告書作成

- ・本業務の遂行についての報告書（業務報告書）を作成する。

6. 成果品

- (1) 益城町地域公共交通計画 A4版 80ページ程度 100部
- (2) 業務報告書・参考資料 一式 各2部
- (3) 上記(1)～(2)の電子データ 一式